

9. 引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税及び地方消費税の税率を引き上げるとともに、引き上げ分の消費税及び地方消費税について、社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費）に充てることとされた「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」が制定されました。

引き上げ後の消費税率8%のうち、地方消費税率は1.7%となっており、このうち1/2が市町村に交付されることとなりますが、平成26年度における地方消費税収には、引き上げ前の地方消費税率によるものが含まれることから平成26年度における引き上げ分の地方消費税交付金相当額は、地方消費税交付金全体の2/12と規定されています。

平成26年度予算における、地方消費税交付金の歳入額、うち引き上げ分相当額、及び社会保障4経費への充当額については以下のとおりです。

【歳入】 平成26年度地方消費税交付金（予算措置額） 540,000 千円
うち社会保障財源化分（H26地方消費税収の2/12） 90,000 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費（E + F） 2,096,605 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

区分（事業名）		事業費 H26 予算措置額 A	財源内訳					
			特定財源			一般財源		
			国県支出金 B	市債 C	その他 D	引き上げ分の 地方消費税 （社会保障財 源化分の地方 消費税交付 金） E	その他 F	
社会福祉	障害者福祉費	障害者（児）事業 （障害者自立支援給付費など）	850,920	574,002			11,800	265,118
	福祉医療費	老人医療費助成事業	18,256	9,041			400	8,815
		重度障害者医療費助成事業	73,206	36,587			1,600	35,019
		乳幼児医療費助成事業	114,136	31,367			3,600	79,169
		母子家庭等医療費給付事業	10,165	4,730			200	5,235
		高齢重度障害者医療費助成事業	58,506	24,224		10,800	1,000	22,482
		こども医療費助成事業	30,602	6,024			1,000	23,578
		養育医療費助成事業	1,351	759			100	492
		生活保護・扶助費	扶助費事業	489,396	377,768		1	4,800
	小計		1,646,538	1,064,502	0	10,801	24,500	546,735
社会保険	国民健康保険事業費	国民健康保険事業 （事務費繰出を除く）	269,022	168,742			4,300	95,980
	福祉医療費	後期高齢者医療事業 （事務費繰出を除く）	790,356	127,987			28,400	633,969
	介護保険運営費	介護保険運営事業 （事務費繰出を除く）	602,865	450			25,900	576,515
	小計		1,662,243	297,179	0	0	58,600	1,306,464
保健衛生	予防費	予防接種事業	106,689	500			4,600	101,589
		健康増進事業（町ぐるみ健診など）	70,563	2,117		20,410	2,000	46,036
		がん検診推進事業 （大腸がん、乳がん、子宮がん検診）	12,162	6,081			300	5,781
	小計		189,414	8,698	0	20,410	6,900	153,406
合計		3,498,195	1,370,379	0	31,211	90,000	2,006,605	